

## 面従腹背に突き当たる中国中央政府の石炭液化禁止措置

今年8月、石炭供給が不足し価格が高騰する中、国家発展改革委員会は、神華集団の2社の事業を除く石炭液化事業を事実上、全面的に禁止する通達を出した。

しかし、国家発展改革委員会の禁止措置は、地方の面従腹背によって早くも骨抜きが兆しが現れている。山西潞安集団の会長は9月、「発展改革委員会の石炭液化禁止通達による影響は我々には及ばない」と言い切った。同社は、年産16万トンの石炭液化モデル事業の操業を間もなく開始し、山西省と新疆自治区における各年産300万トン事業の準備作業も継続している。また、内蒙古伊泰煤製油公司も、最終的に年産48万トン規模になる間接液化プラントの操業を予定通り今年11月に開始すると表明した。その他に、兗鉦集団も陝西省榆林での石炭液化事業の準備に着手している。

中央政府の禁止措置に対する地方の抵抗は、怨念に似たものさえ感じられる。これまで、中国の高度経済成長は西北や東北からのエネルギー供給によって支えられてきた。特に山西省、陝西省、内蒙古西部は「三西」と総称される中国の代表的石炭生産地区である。これら地区は石炭生産によって経済成長に不可欠の電力供給を支えてきたにも関わらず、経済成長から受ける恩恵は小さく、東南沿海部との経済格差は拡大している。

ところが、昨年以降、海外においても中国国内においても石炭価格が高騰し、「三西」の石炭企業にもチャンスがめぐって来た。さらに、原油高のおかげで、石炭液化や石炭化学等の大型事業を展開して石炭産業のグレードアップを図るチャンスも高まっている。然るに、中央政府は、東部地区に対する発電用石炭の供給を優先するため、石炭価格に干渉してその上限を定め、石炭輸出を制限し、挙句の果てに石炭液化事業まで禁止してしまった。

石炭液化事業の継続を許された中国神華集団が国務院管轄の中央企業であるのに対し、内蒙古伊泰や山西潞安は地方国有企業である。この2社の液化事業は現地の発展改革委員会から承認されているが、国家発展改革委員会の承認は未だ得ていない。内蒙古伊泰と山西潞安は国家発展改革委員会の禁止措置を骨抜きにし、操業開始という既成事実を作って、最終的に中央政府の追認を勝ち取るか、あるいは未承認のまま独断で事業を続ける腹積もりのようである。

中国中央政府の政策に対する地方の面従腹背は、今に始まったことではない。特にエネルギーをめぐるのは、中国の固有の資源分布構造の下で、エネルギー価格制度や地域間の利益分配システムが根本的に改まらない限り、さらに言えば、中国の中央集権システムが改まらない限り、今後も繰り返されることだろう。

(エイジウム研究所 松永 慎也)